

令和 7 年 度

木 更 津 市 一 般 会 計 予 算

議案第 10 号

令和 7 年度木更津市一般会計予算

令和 7 年度木更津市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 58, 122, 000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款・項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 212 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 214 条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、4, 000, 000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 6 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 市税		2 3, 6 3 3, 9 2 9
	5 市民税	1 0, 9 2 4, 1 4 2
	10 固定資産税	9, 3 7 9, 3 9 3
	15 軽自動車税	4 6 4, 2 0 5
	20 市たばこ税	1, 2 6 3, 8 0 0
	27 入湯税	4 1, 9 0 0
	30 都市計画税	1, 5 6 0, 4 8 9
10 地方譲与税		4 7 8, 6 9 8
	10 自動車重量譲与税	2 9 0, 0 0 0
	15 特別とん譲与税	7 0, 0 0 0
	25 地方揮発油譲与税	9 6, 0 0 0
	30 森林環境譲与税	2 2, 6 9 8
14 利子割交付金		1 7, 0 0 0
	5 利子割交付金	1 7, 0 0 0
15 配当割交付金		1 3 9, 0 0 0

款	項	金 額
	5 配当割交付金	1 3 9, 0 0 0
16 株式等譲渡所得割交付金		2 0 7, 0 0 0
	5 株式等譲渡所得割交付金	2 0 7, 0 0 0
17 法人事業税交付金		3 5 3, 0 0 0
	5 法人事業税交付金	3 5 3, 0 0 0
18 地方消費税交付金		3, 8 1 2, 0 0 0
	5 地方消費税交付金	3, 8 1 2, 0 0 0
20 ゴルフ場利用税交付金		5 9, 0 0 0
	5 ゴルフ場利用税交付金	5 9, 0 0 0
31 環境性能割交付金		9 7, 0 0 0
	5 環境性能割交付金	9 7, 0 0 0
35 国有提供施設等所在市町村助成 交付金		1 6 7, 4 3 0
	5 国有提供施設等所在市町村助成 交付金	1 6 7, 4 3 0

款	項	金 額
37 地方特例交付金		1 5 5, 5 4 7
	5 地方特例交付金	1 5 3, 0 0 0
	25 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	2, 5 4 7
40 地方交付税		3, 2 0 0, 0 0 0
	5 地方交付税	3, 2 0 0, 0 0 0
45 交通安全対策特別交付金		1 5, 0 0 0
	5 交通安全対策特別交付金	1 5, 0 0 0
50 分担金及び負担金		5 8 2, 2 5 0
	5 負担金	5 8 2, 2 5 0
55 使用料及び手数料		9 8 9, 7 9 4
	5 使用料	4 1 8, 5 9 9
	10 手数料	5 7 1, 1 9 5
60 国庫支出金		1 1, 1 0 3, 2 8 3
	5 国庫負担金	8, 9 0 5, 5 3 7

款	項	金 額
	10 国庫補助金	2, 1 6 4, 8 3 8
	15 委託金	3 2, 9 0 8
65 県支出金		4, 3 4 6, 4 0 6
	5 県負担金	2, 9 4 6, 8 5 0
	10 県補助金	9 9 3, 7 4 7
	15 県委託金	4 0 5, 8 0 9
70 財産収入		1 9 0, 3 0 9
	5 財産運用収入	1 1 7, 5 0 9
	10 財産売却収入	7 2, 8 0 0
75 寄附金		5 2 1, 6 0 8
	5 寄附金	5 2 1, 6 0 8
80 繰入金		4, 3 2 8, 3 9 4
	5 基金繰入金	4, 1 8 4, 9 7 8
	10 特別会計繰入金	1 4 3, 4 1 6
85 繰越金		3 0 0, 0 0 0

款	項	金 額
	5 繰越金	3 0 0 , 0 0 0
90 諸収入		1 , 6 6 3 , 9 5 2
	5 延滞金、加算金及び過料	8 9 , 8 5 4
	10 市預金利子	9 3 0
	15 貸付金元利収入	2 2 3 , 5 0 0
	20 受託事業収入	1 1 2 , 5 0 1
	30 雑入	1 , 2 3 7 , 1 6 7
95 市債		1 , 7 6 1 , 4 0 0
	5 市債	1 , 7 6 1 , 4 0 0
歳 入 合 計		5 8 , 1 2 2 , 0 0 0

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 議会費		3 1 8, 9 4 3
	5 議会費	3 1 8, 9 4 3
10 総務費		8, 6 5 6, 5 4 4
	5 総務管理費	7, 2 9 3, 3 3 9
	10 徴税費	5 9 1, 6 7 2
	15 戸籍住民基本台帳費	4 3 7, 8 2 8
	20 選挙費	2 0 4, 3 2 3
	25 統計調査費	9 8, 7 3 6
	30 監査委員費	3 0, 6 4 6
15 民生費		2 4, 3 5 0, 6 8 6
	5 社会福祉費	1 0, 7 7 9, 1 2 5
	10 児童福祉費	1 0, 3 2 0, 6 1 4
	15 生活保護費	3, 1 7 0, 6 7 4
	20 災害救助費	8 0, 2 7 3
20 衛生費		6, 1 8 4, 1 2 8

款	項	金 額
	5 保健衛生費	2, 9 5 6, 2 1 8
	10 清掃費	3, 1 5 0, 6 2 0
	15 上水道費	7 7, 2 9 0
25 労働費		1, 5 1 6
	5 労働諸費	1, 5 1 6
30 農林水産業費		7 2 8, 4 9 2
	5 農業費	5 8 8, 9 4 0
	10 林業費	4 4, 3 5 9
	15 水産業費	9 5, 1 9 3
35 商工費		7 1 4, 8 1 5
	5 商工費	7 1 4, 8 1 5
40 土木費		5, 5 3 1, 7 1 0
	5 土木管理費	4 0 5, 3 2 0
	10 道路橋りょう費	1, 9 8 8, 8 6 6
	15 河川費	9 2, 4 7 3

款	項	金 額
	20 港湾費	8 1, 9 4 4
	25 都市計画費	2, 8 2 0, 5 9 1
	30 住宅費	1 4 2, 5 1 6
45 消防費		2, 7 5 9, 6 0 9
	5 消防費	2, 7 5 9, 6 0 9
50 教育費		5, 6 1 3, 7 0 8
	5 教育総務費	6 3 4, 7 0 1
	10 小学校費	1, 2 2 2, 8 3 9
	15 中学校費	1, 1 8 8, 3 0 6
	20 幼稚園費	3, 2 0 0
	25 社会教育費	9 6 3, 0 9 4
	30 保健体育費	1, 6 0 1, 5 6 8
55 災害復旧費		1, 5 0 0
	10 公共土木施設災害復旧費	1, 5 0 0
60 公債費		3, 1 6 0, 3 4 9

款	項	金 額
	5 公債費	3, 1 6 0, 3 4 9
65 予備費		1 0 0, 0 0 0
	5 予備費	1 0 0, 0 0 0
歲 出 合 計		5 8, 1 2 2, 0 0 0

第2表 継続費

(単位：千円)

款	項	事業名	年度	金額
10. 総務費	5. 総務管理費	庁舎整備事業費	7	13,791
			8	10,727
50. 教育費	10. 小学校費	小学校施設長寿命化改修事業費	7	9,900
			8	396,010
			9	659,985
		金田小学校整備事業費	7	308,417
			8	926,229
	15. 中学校費	中学校施設長寿命化改修事業費	7	3,494
			8	42,859
		中学校施設老朽化等改修事業費	7	4,084
			8	36,759

第3表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
庁舎維持管理費（スパークルシティ木更津賃借料）	令和8年度から 令和9年度まで	115,952千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内
総合計画策定事業費	令和8年度	8,848
障害者プラン・障害福祉計画策定事業費	令和8年度	4,300
クリーンセンター空調最適化ESCO事業費	令和8年度から 令和13年度まで	6,450
中央公民館仮移転事業費（スパークルシティ木更津賃借料）	令和8年度から 令和9年度まで	85,276千円に消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内

第4表 地方債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
吾妻公園文化芸術施設整備事業	106,800	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で 借り入れる資金について、 利率の見直しを行った後 においては、当該見直し後の 利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものとし、据置期間を 含め30年以内に償還する。 ただし、融資条件又は市財政の都合 により、据置期間及び償還期限を短縮、 又は繰上償還もしくは低利に借換えす ることができる。
電動車両購入事業	6,800			
上水道出資	71,800			
道路改良事業	177,100			
橋りょう長寿命化事業	56,700			
街路整備事業	56,800			
土地区画整理事業	24,300			
公園施設改修事業	36,200			
消防車両購入事業	41,000			
消防施設整備事業	389,800			
消防指令業務共同運用整備事業	102,900			
防災行政無線整備事業	1,900			
消防救急無線整備事業	98,200			
大規模改造事業	191,400			
学校施設整備事業	139,300			
学校施設長寿命化事業	251,700			
学校施設不適格改築事業	8,700			
計	1,761,400			